

公共機関ライセンス適用対象表

※公共機関ライセンスと教育機関ライセンスの混在はできません。

カテゴリー	単独名義による適用対象機関名称		備考
行政府省	内閣官房	内閣総務官室、内閣広報室、内閣情報調査室、内閣衛星情報センター	左記の各中央省庁配下の各局による独立契約であっても適用可とします。ただし、各局、もしくは各局配下部署名義による契約の際は必ず省・庁・局名称をライセンス申込書に明記し、配下組織・部署であることを明示願います。
	内閣法制局		
	人事院	国家公務員倫理審査会	
	内閣府	宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、警察庁、金融庁	
	総務省	公害等調整委員会、消防庁	
	法務省	公安調査庁	
	外務省	在外公館	
	財務省	国税庁	
	文部科学省	文化庁	
	厚生労働省	中央労働委員会、社会保険庁	
	農林水産省	林野庁、水産庁	
	経済産業省	資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁	
	国土交通省	船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁	
	環境省		
	防衛省	防衛施設庁	
立法機関	国会	衆議院、参議院、裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所	
司法機関	裁判所	最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所	
普通地方公共団体	都道府県	都道府県庁	
	市区町村	市区町村役場・役所	
特別地方公共団体	特別区	東京 23 区	財産区、地方開発事業団は適用対象外とします。
	地方公共団体の組合	一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合	
	合併特別区		
	合併協議会		
公立	公立施設・機関	国立（こくりつ）、都道府県立、市区町村立の名義施設・機関	公共機関ライセンスと教育機関ライセンス両方の対象の場合は教育機関ライセンスを優先します。
独立行政法人	独立行政法人	独立行政法人名義の全ての団体	
その他	会計検査院		
	国際協力銀行		
	認可法人	日本銀行、日本赤十字社、預金保険機構 等	
	公営企業（一部）	国営企業、地方公営企業の内、自治体組織として属する企業	※ライセンス申込書に自治体名称を記載願います。（例：横浜市水道局、仙台市ガス局等）

公共機関ライセンス適用対象外

適用対象外	一般の事業法人	財団法人、社団法人、公益法人、医療法人、社会福祉法人、中間法人、特定非営利活動法人、宗教法人
	特別地方公共団体	財産区、地方開発事業団
	特殊会社	
	相互会社	
	合資会社	
	企業	株式会社、有限会社
	地方公共団体に属さない組合	共済組合、協同組合、職員組合、医療組合 等
	政党	

教育機関ライセンス適用対象表

※公共機関ライセンスと教育機関ライセンスの混在はできません。

所管／所属／根拠法律	対象カテゴリー	備考	
学校教育法	小学校		
	中学校		
	高等学校		
	中等教育学校		
	大学、短期大学、大学院		
	高等専門学校		
	特別支援学校		
	幼稚園		
	1 条校に付属する病院・診療所 等		
	国立大学法人		
	専修学校		
	各種学校	学校法人格を有する各種学校のみ適用可とします。	
	放送大学学園法	放送大学	
文部科学省所管組織	独立行政法人	国立特別支援教育総合研究所	
		大学入試センター	
		国立青少年教育振興機構	
		国立女性教育会館	
		国立国語研究所	
		国立美術館	
		国立文化財機構	
		国立科学博物館	
		教員研修センター	
		科学技術振興機構	
		日本学術振興会	
		理化学研究所	
		宇宙航空研究開発機構	
		日本スポーツ振興センター	
		日本芸術文化振興会	
		日本学生支援機構	
		物質・材料研究機構	
		防災科学技術研究所	
		放射線医学総合研究所	
		海洋研究開発機構	
	国立高等専門学校機構		
	大学評価・学位授与機構		
	国立大学財務・経営センター		
	メディア教育開発センター		
	日本原子力研究開発機構		
	大学共同利用機関法人	人間文化研究機構、およびその構成組織	
		自然科学研究機構、およびその構成組織	
		情報・システム研究機構、およびその構成組織	
		高エネルギー加速器研究機構、およびその構成組織	

教育機関ライセンス適用対象表

※公共機関ライセンスと教育機関ライセンスの混在はできません。

所管／所属／根拠法律	対象カテゴリー	備考	
文部科学省以外の所管組織	大学校	府省、独立行政法人、地方公共団体、学校法人、職業訓練法人により設置された大学校に限ります。市民大学校等の、株式会社、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、商工組合、政党などにより設置された大学校は適用対象外とします。	
	陸上自衛隊	少年工科大学校、高等工科大学校 等	
	地方公共団体	消防学校	
	独立行政法人 雇用・能力開発機構地方公共団体	職業訓練施設	
	独立行政法人 雇用・能力開発機構	職業能力開発促進センター	ポリテクセンター + 地域名（俗称）名義での契約の際は適用対象外とします。
	都道府県警察本部、ほか	警察学校	
地方公共団体による設置組織・施設	教育委員会		
	教育センター	教育委員会の出先機関としての教育センター・教育研究所も適用可とします。	
	教育研究所		
	図書館	※国立、地方公共団体による設置、民営を問わず全ての図書館を対象とします。	
	博物館		
	美術館		
	公民館		
	その他教育機関（児童館 等）		
職業能力開発施設・職業訓練法人	職業能力開発校		
	職業能力開発促進センター		
	障害者職業能力開発校		
その他	構造改革特別区域法	株式会社立大学	
	地方独立行政法人法	公立大学法人	
	その他	保育園	
		理容学校	
		美容学校	
		調理師学校	
		予備校	
		学習塾	
		パソコンスクール	
		語学学校	